

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字三町字横町裏五七 八番一〇地先から同郡同町大字三町 字横町裏五九一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月十六日</p>
<p>備考</p>	<p>令和元年六月二十五日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第二号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。延長二八〇・〇〇メー トル</p>